

踏切道改良促進法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令案新旧対照条文

○ 踏切道改良促進法施行令（昭和三十七年政令第三百二号）（抄）（第一条関係）	1
○ 道路法施行令（昭和二十七年政令第四百七十九号）（抄）（第二条関係）	4
○ 道路整備特別措置法施行令（昭和三十一年政令第三百十九号）（抄）（第三条関係）	6
○ 高速自動車国道法施行令（昭和三十二年政令第二百五号）（抄）（第四条関係）	16
○ 道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律施行令（昭和三十四年政令第十七号）（抄）（第五条関係）	17
○ 日本道路公団等の民営化に伴う経過措置及び関係政令の整備等に関する政令（平成十七年政令第二百三三号）（抄）（第六条関係）	19
○ 国土交通省組織令（平成十二年政令第二百五十五号）（抄）（第七条関係）	23

○ 踏切道改良促進法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令案新旧対照条文  
 踏切道改良促進法施行令（昭和三十七年政令第三百二号）（抄）（第一条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（密接関連道路管理者の権限の代行）</p> <p>第一条 踏切道改良促進法（以下「法」という。）第七条第三項の規定により同条第一項の道路管理者（以下この条において「踏切道道路管理者」という。）が特定道路改良に係る踏切道密接関連道路の道路管理者（以下この項及び第三項において「密接関連道路管理者」という。）に代わつて行う権限（第四項において「踏切道道路管理者が代行する権限」という。）は、道路法施行令（昭和二十七年政令第四百七十九号）第四条第一項第四号、第二十号、第二十一号（道路法（昭和二十七年法律第八十号）第四十六条第一項（第二号に係る部分に限る。）の規定による通行の禁止又は制限に係る部分に限る。第三項において同じ。）、第三十五号、第三十六号、第三十八号、第三十九号及び第四十四号（道路法第九十五条の二第一項の規定による意見の聴取又は通知に係る部分に限る。）に掲げるものうち、踏切道道路管理者が密接関連道路管理者と協議して定めるものとする。</p> <p>2  踏切道道路管理者は、前項の規定による協議が成立したときは、遅滞なく、その内容を公示しなければならない。</p> <p>3  踏切道道路管理者は、法第七条第三項及び第一項の規定により密接関連道路管理者に代わつて道路法施行令第四条第一項第二十号又は第二十一号に掲げる権限を行つた場合には、遅滞なく、その旨を密接関連道路管理者に通知しなければならない。</p> <p>4  踏切道道路管理者が代行する権限は、法第七条第二項の規定に基づき公示された特定道路改良の開始の日から同項の規定に基づき公示された当該特定道路改良の完了の日までの間に限り行うことができるものとする。ただし、道路法施行令第四条第一項第三十八号及び第三十九号に掲げる権限については、当該完了の日後においても行うことができる。</p> <p>（補助の対象とする鉄道事業者）</p> <p>第二条 法第十九条第一項の政令で定める者は、次に掲げるものとする。</p>	<p>（地方踏切道改良計画の写しの送付）</p> <p>第一条 都道府県知事は、踏切道改良促進法（以下「法」という。）第四条第十一項（同条第十三項において準用する場合を含む。）の規定により地方踏切道改良計画の提出を受けたときは、遅滞なく、地方運輸局長に当該地方踏切道改良計画の写しを送付しなければならない。</p> <p>（補助の対象とする鉄道事業者）</p> <p>第二条 法第十条第一項の政令で定める者は、次に掲げるものとする。</p>

一 地方公共団体以外の鉄道事業者にあつては、次に掲げる要件に該当するもの

イ 指定踏切道の改良又は災害が発生した場合における指定踏切道の適確な管理のために行う保安設備の整備（以下この条から第四条までにおいて「保安設備の整備」という。）に関する工事が完了した年（保安設備の整備に関する工事が完了した日が一月一日から二月末日までである場合には、前年）の四月一日の属する事業年度の前事業年度末から遡り一年間（以下この条において「前事業年度」という。）における鉄道事業（軌道業を含む。以下この条において同じ。）の損益計算において欠損若しくは営業損失を生じているもの又は当該損益計算において生じた営業利益の金額が前事業年度末における鉄道事業の事業用固定資産の価額の七分に相当する金額を超えないものであること。

ロ（略）  
二（略）

（補助を行う都道府県又は市町村）

第三条 法第十九条第二項の規定による補助は、保安設備の整備を実施した指定踏切道が、一般国道又は都道府県道に係る場合は当該指定踏切道の存する都道府県（当該指定踏切道が地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項に規定する指定都市の区域内に存する場合は、当該指定都市）が、市町村道に係る場合は当該指定踏切道の存する市町村が行うものとする。

（補助の限度）

第四条 法第十九条第一項又は第二項の規定による補助は、保安設備の整備の実施のため直接必要な本工事費、附帯工事費、用地費、補償費、機械器具費及び工事雑費の合計額に、同条第一項の規定によるものにあつては二分の一を、同条第二項の規定によるものにあつては三分の一をそれぞれ乗じて得た額に相当する金額を限度として行うものとする。

（貸付けの対象となる工事）

第五条 法第二十条第一項の政令で定める踏切道の改良の工事は、連続立体交差化工事（鉄道の線路の地下移設又は高架移設をすることにより、一連の踏切道を改良する工事をいう。）のうち円滑な交通に著し

一 地方公共団体以外の鉄道事業者にあつては、次に掲げる要件に該当するもの

イ 保安設備の整備による指定踏切道の改良の工事が完了した年（保安設備の整備による指定踏切道の改良の工事が完了した日が一月一日から二月末日までである場合には、前年）の四月一日の属する事業年度の前事業年度末から遡り一年間（以下この条において「前事業年度」という。）における鉄道事業（軌道業を含む。以下この条において同じ。）の損益計算において欠損若しくは営業損失を生じているもの又は当該損益計算において生じた営業利益の金額が前事業年度末における鉄道事業の事業用固定資産の価額の七分に相当する金額を超えないものであること。

ロ（略）  
二（略）

（補助を行う都道府県又は市町村）

第三条 法第十条第二項の規定による補助は、保安設備の整備による改良を実施した指定踏切道が、一般国道又は都道府県道に係る場合は当該指定踏切道の存する都道府県（当該指定踏切道が地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項に規定する指定都市の区域内に存する場合は、当該指定都市）が、市町村道に係る場合は当該指定踏切道の存する市町村が行うものとする。

（補助の限度）

第四条 法第十条第一項又は第二項の規定による補助は、保安設備の整備による指定踏切道の改良の実施のため直接必要な本工事費、附帯工事費、用地費、補償費、機械器具費及び工事雑費の合計額に、同条第一項の規定によるものにあつては二分の一を、同条第二項の規定によるものにあつては三分の一をそれぞれ乗じて得た額に相当する金額を限度として行うものとする。

（貸付けの対象となる工事）

第五条 法第十一条第一項の政令で定める踏切道の改良の工事は、連続立体交差化工事（鉄道の線路の地下移設又は高架移設をすることにより、一連の踏切道を改良する工事をいう。）のうち円滑な交通に著し

い支障がある踏切道として国土交通省令で定めるものを改良する工事を  
含む工事（次条において「特定連続立体交差化工事」という。）と  
する。

（立体交差化工事施行者の要件）

第六条 法第二十条第一項の政令で定める要件は、次のとおりとする。

一 特定連続立体交差化工事に関し、地方踏切道改良計画又は国踏切  
道改良計画に照らして適切な工事实施計画を有する者であること。

二・三 （略）

（国及び都道府県又は市町村の貸付けの条件の基準）

第七条 法第二十条第一項の国の貸付金に関する貸付けの条件の基準は  
、貸付金の償還期間が二十年（五年以内の据置期間を含む。）以内で  
あり、かつ、その償還が均等半年賦償還の方法によるものであること  
とする。

2 法第二十条第一項の国の貸付けに係る都道府県又は市町村の貸付金  
に関する貸付けの条件の基準は、次のとおりとする。

一・二 （略）

（省令への委任）

第八条 この政令に規定するもののほか、補助及び資金の貸付けの申請  
の手続その他法第十九条第一項の規定による補助及び法第二十条第一  
項の規定による資金の貸付けに関し必要な事項は、国土交通省令で定  
める。

い支障がある踏切道として国土交通省令で定めるものを改良する工事を  
含む工事（次条において「特定連続立体交差化工事」という。）と  
する。

（立体交差化工事施行者の要件）

第六条 法第十一条第一項の政令で定める要件は、次のとおりとする。

一 特定連続立体交差化工事に関し、法第四条第一項（同条第十三項  
において準用する場合を含む。）の規定により提出された地方踏切  
道改良計画又は法第五条第一項の規定により作成された国踏切道改  
良計画（当該国踏切道改良計画の変更があつたときは、その変更後  
のもの）に照らして適切な工事实施計画を有する者であること。

二・三 （略）

（国及び都道府県又は市町村の貸付けの条件の基準）

第七条 法第十一条第一項の国の貸付金に関する貸付けの条件の基準は  
、貸付金の償還期間が二十年（五年以内の据置期間を含む。）以内で  
あり、かつ、その償還が均等半年賦償還の方法によるものであること  
とする。

2 法第十一条第一項の国の貸付けに係る都道府県又は市町村の貸付金  
に関する貸付けの条件の基準は、次のとおりとする。

一・二 （略）

（省令への委任）

第八条 この政令に規定するもののほか、補助及び資金の貸付けの申請  
の手続その他法第十条第一項の規定による補助及び法第十一条第一項  
の規定による資金の貸付けに関し必要な事項は、国土交通省令で定め  
る。

改 正 案	現 行
<p>（道道等の改築に関する費用の補助）</p> <p>第三十四条の二の三 平成三十年度以降十箇年間に於ける道道等の改築で次の各号のいずれかに該当するものに要する費用についての国の補助の割合は、法第五十六条の規定にかかわらず、十分の七以内とする。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 第一号に規定する道道等以外の道道等の改築で次のいずれかに該当するもの（前号に該当するものを除く。）</p> <p>イ 踏切道改良促進法（昭和三十六年法律第九十五号）第十一条第一項（同条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第二項の規定による踏切道の改良のために必要な道路の高架移設（鉄道（新設軌道を含む。）と交差している道路を高架式構造とすることにより当該交差の方式を立体交差とすることをいう。）、車道又は歩道の拡幅その他の国土交通省令で定める改築</p> <p>ロ・ハ（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>（権限の委任）</p> <p>第四十一条（略）</p> <p>2 前項に規定するもののほか、法及び法に基づく政令に規定する国土交通大臣の権限のうち、次に掲げるもの以外のものは、地方整備局長及び北海道開発局長に委任する。ただし、法第三十一条第二項の規定による裁定、同条第五項本文及び法第三十一条の二第四項本文の規定による決定、同条第三項の規定による命令並びに法第九十四条第二項の規定による譲与については、この限りでない。</p> <p>一 法第二十条第三項（法第五十五条第二項において準用する場合を含む。）の規定により裁定をし、並びに法第二十条第四項前段の規定及び法第五十五条第三項において準用する法第七条第六項前段の規定により当該道路の道路管理者又は他の工作物の管理者の意見を聴くこと。</p>	<p>（道道等の改築に関する費用の補助）</p> <p>第三十四条の二の三 平成三十年度以降十箇年間に於ける道道等の改築で次の各号のいずれかに該当するものに要する費用についての国の補助の割合は、法第五十六条の規定にかかわらず、十分の七以内とする。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 第一号に規定する道道等以外の道道等の改築で次のいずれかに該当するもの（前号に該当するものを除く。）</p> <p>（新設）</p> <p>イ・ロ（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>（権限の委任）</p> <p>第四十一条（略）</p> <p>2 前項に規定するもののほか、法及び法に基づく政令に規定する国土交通大臣の権限のうち、次に掲げるもの以外のものは、地方整備局長及び北海道開発局長に委任する。ただし、法第三十一条第二項の規定による裁定及び同条第五項本文の規定による決定並びに法第九十四条第二項の規定による譲与については、この限りでない。</p> <p>一 法第二十条第三項（法第五十五条第二項において準用する場合を含む。）の規定により裁定をし、並びに法第二十条第四項及び法第五十五条第三項において準用する法第七条第六項前段の規定により当該道路の道路管理者又は他の工作物の管理者の意見を聴くこと。</p>

<p>3  (略)</p> <p>二〇十四 (略)</p> <p>十五 第三十五条の七の規定により道路管理者の許可を要しない車両を定めること。</p> <p>十六 (略)</p>	<p>3  (略)</p> <p>二〇十四 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>十五 (略)</p>
---	---

改 正 案

現 行

（道路の構造又は交通に及ぼす支障が大きいと認められる道路の占用）  
 第一条 道路整備特別措置法（以下「法」という。）第八条第二項及び第三項ただし書並びに第十七条第六項ただし書の道路の構造又は交通に及ぼす支障が大きいと認められる道路の占用で政令で定めるものは、次に掲げる物件、施設又は工作物に係る道路の占用とする。  
 一 三 （略）

（道路の構造又は交通に及ぼす支障が大きいと認められる道路の占用）  
 第一条 道路整備特別措置法（以下「法」という。）第八条第二項及び第三項ただし書並びに第十七条第六項ただし書の道路の構造又は交通に及ぼす支障が大きいと認められる道路の占用で政令で定めるものは、次に掲げる物件、施設又は工作物に係る道路の占用とする。  
 一 三 （略）

（道路法の規定の適用についての技術的読替え）  
 第十五条 法の規定により機構及び会社又は地方道路公社が行う道路（高速自動車国道を除く。）の管理については、法第五十四条第一項の規定による道路法の規定の適用については、地方道路公社が行う道路（高速自動車国道を除く。）の管理について適用する場合において同法第三十二条第四項中「道路管理者」とあるのは「地方道路公社」とするほか、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ同欄に掲げる字句とする。

（道路法の規定の適用についての技術的読替え）  
 第十五条 法の規定により機構及び会社又は地方道路公社が行う道路（高速自動車国道を除く。）の管理については、法第五十四条第一項の規定による道路法の規定の適用については、地方道路公社が行う道路（高速自動車国道を除く。）の管理について適用する場合において同法第三十二条第四項中「道路管理者」とあるのは「地方道路公社」とするほか、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ同欄に掲げる字句とする。

読み替える規定	読み替えられる字句	次に掲げる場合の区分に応じて読み替える字句
		<table border="1"> <tr> <td>機構及び会社が行う道路（高速自動車国道を除く。）の管理について適用する場合</td> <td>地方道路公社が行う道路（高速自動車国道を除く。）の管理について適用する場合</td> </tr> </table>
機構及び会社が行う道路（高速自動車国道を除く。）の管理について適用する場合	地方道路公社が行う道路（高速自動車国道を除く。）の管理について適用する場合	
（略）	（略）	（略）
（削る）	（削る）	（削る）

読み替える規定	読み替えられる字句	次に掲げる場合の区分に応じて読み替える字句
		<table border="1"> <tr> <td>機構及び会社が行う道路（高速自動車国道を除く。）の管理について適用する場合</td> <td>地方道路公社が行う道路（高速自動車国道を除く。）の管理について適用する場合</td> </tr> </table>
機構及び会社が行う道路（高速自動車国道を除く。）の管理について適用する場合	地方道路公社が行う道路（高速自動車国道を除く。）の管理について適用する場合	
（略）	（略）	（略）
第二十条第	第七条第六項	第七条第六項前
（略）	（略）	（略）
（削る）	（削る）	（削る）

第二十条第五項		第四項	第二十条第四項	
第二項の規定による国土交通大臣と	ならない。この場合において、当該道路の道路管理者は、意見を提出しようとするときは、指定区間の国道にあつては道路管理者である都道府県の議会に諮問し、その他の道路にあつては道路管理者である地方公共団体の議会の議決を経なければならない	当該道路の道路管理者又は	主務大臣又は都道府県知事	
前二項	ならない	独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構若しくは会社又は	主務大臣	
前二項	ならない	地方道路公社又は	主務大臣	

第二十条第五項		第四項	第二十条第四項	四項及び第五項、第三十一項第三
第二項の規定による国土交通大臣と	「関係都道府県知事は、」とあるのは「当該道路の道路管理者は、」と、「当該都道府県の議会の議決を経なければならない」とあるのは「指定区間の国道にあつては道路管理者である都道府県の議会に諮問し、その他の道路にあつては道路管理者である地方公共団体の議会の議決を経なければならない。」と読み替える	当該道路の道路管理者又は	主務大臣又は都道府県知事	
第三項	読み替える	独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構若しくは会社又は	主務大臣	段
第三項	読み替える	地方道路公社又は	主務大臣	段



第三十一 第三項	(略)			
<p>当該道路の道路管 理者又は ならない。この場 合において、当該 道路の道路管理者 は、意見を提出し ようとするときは 指定区間外の国 道にあつては当該 道路管理者である 都道府県の議会に 諮問し、その他の 道路にあつては当 該道路管理者であ る地方公共団体の 議会の議決を経な ければならない</p>	(略)	道路管理者	若しくは都道府県 知事が裁定	当該他の工作物に 関する主務大臣と の協議が成立した 場合又は前二項
ならない	(略)	独立行政法人日 本高速道路保有 ・債務返済機構 又は会社	が裁定	
ならない	(略)	地方道路公社	が裁定	

第三十一 第三項	(略)			
<p>当該道路の道路管 理者、 、「関係都道府県 知事は、」とある のは「当該道路の 道路管理者は、」 と、「当該都道府 県の議会の議決を 経なければなら ない。」とあるのは 「指定区間外の国 道にあつては道路 管理者である都道 府県の議会に諮問 し、その他の道路 にあつては当該道 路管理者である地 方公共団体の議会 の議決を経なけれ ばならない。」と</p>	(略)	道路管理者	若しくは都道府県 知事が裁定	当該他の工作物に 関する主務大臣と の協議が成立した 場合又は第三項
読み替える	(略)	独立行政法人日 本高速道路保有 ・債務返済機構 又は会社	が裁定	
読み替える	(略)	地方道路公社	が裁定	

第十八条第二項、第二十条第五項、第二十一条、第二十二條第一項、第二十二條の二、第二十三條第一項、第二十四條、第二十四條の二、第二十三條、第二十四條の三、第二十八條第一項及び第三項、第三十一条の二、第二十二項及び第三項、第三十二条、第三十三條第一項、第二十二項第三号、第三項及び第四	(略)	読み替える規定	2 法の規定により有料道路管理者が行う道路（都道府県道及び市町村道に限る。）の管理については、次の表の上欄に掲げる同法の規定による道路の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。	(略)	(略)
	道路管理者	(略)		読み替えられる字句	(略)
	(略)	読み替える規定		(略)	(略)
	有料道路管理者	(略)	読み替える字句		

第十八条第二項、第二十条第五項、第二十一条、第二十二條第一項、第二十二條の二、第二十三條第一項、第二十四條、第二十四條の二、第二十三條、第二十四條の三、第二十八條第一項及び第三項、第三十二条、第三十三條第一項、第二十二項第三号、第三項及び第四項、第三十四條から第三十九條まで	(略)	読み替える規定	2 法の規定により有料道路管理者が行う道路（都道府県道及び市町村道に限る。）の管理については、次の表の上欄に掲げる同法の規定による道路の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。	(略)	読み替える
	道路管理者	(略)		読み替えられる字句	(略)
	(略)	読み替える規定		(略)	(略)
	有料道路管理者	(略)	読み替える字句		

項、第三十四  
条から第三十  
九条まで、第  
三十九条の二  
第一項及び第  
五項から第七  
項まで、第三  
十九条の第三  
一項及び第三  
項、第三十九  
条の四、第三  
十九条の五、  
第三十九条の  
六第一項から  
第三項まで、  
第三十九条の  
七第二項及び  
第四項、第三  
十九条の九、  
第四十条第二  
項、第四十一  
条、第四十二  
条第一項、第  
四十三条の二  
、第四十四条  
第一項、第二  
項及び第四項  
から第七項ま  
で、第四十四  
条の二第一項  
から第五項ま  
で及び第八項  
、第四十五条  
第一項、第四  
十五条の第二  
二項、第四十

、第三十九条  
の二第一項及  
び第五項から  
第七項まで、  
第三十九条の  
三第一項及び  
第三項、第三  
十九条の四、  
第三十九条の  
五、第三十九  
条の六第一項  
から第三項ま  
で、第三十九  
条の七第二項  
及び第四項、  
第三十九条の  
九、第四十条  
第二項、第四  
十一条、第四  
十二条第一項  
、第四十三条  
の二、第四十  
四条第一項、  
第二項及び第  
四項から第七  
項まで、第四  
十四条の二第  
一項から第五  
項まで及び第  
八項、第四十  
五条第一項、  
第四十五条の  
二第二項、第  
四十六条、第  
四十七条第三  
項、第四十七

六条、第四十七  
七条第三項、  
第四十七條の  
二第一項及び  
第五項、第四  
十七條の四、  
第四十七條の  
五、第四十七  
條の七第二項  
、第四十七條  
の八、第四十  
七條の十一第  
一項及び第三  
項、第四十八  
條第二項及び  
第四項、第四  
十八條の二、  
第四十八條の  
三、第四十八  
條の五第三項  
、第四十八條  
の七、第四十  
八條の八第二  
項、第四十八  
條の九、第四  
十八條の十、  
第四十八條の  
十一第二項、  
第四十八條の  
十二、第四十  
八條の第二十  
一項、第二項  
及び第五項、  
第四十八條の  
二十三第一項  
、第五項及び

條の二第一項  
及び第五項、  
第四十七條の  
四、第四十七  
條の五、第四  
十七條の第七  
二項、第四十  
七條の八、第  
四十七條の十  
一第一項及び  
第三項、第四  
十八條第二項  
及び第四項、  
第四十八條の  
二、第四十八  
條の三、第四  
十八條の第五  
三項、第四十  
八條の七、第  
四十八條の八  
第二項、第四  
十八條の九、  
第四十八條の  
十、第四十八  
條の十一第二  
項、第四十八  
條の十二、第  
四十八條の二  
十第一項、第  
二項及び第五  
項、第四十八  
條の二十三第  
一項、第五項  
及び第六項、  
第四十八條の  
二十四第一項

---

第六項、第四十八條の二十四第一項及び第三項、第四十八條の二十五、第四十八條の二十六、第四十八條の二十七第一項及び第二項、第四十八條の二十八第二項、第四十八條の二十九、第四十八條の三十、第四十八條の三十二から第四十八條の三十四まで、第四十八條の三十五第一項、第四十八條の三十六、第四十八條の三十七第一項、第四十八條の三十八第一項から第三項まで、第四十八條の四十第一項、第四十八條の四十一、第四十八條の四十六から第四十八條の五十まで、第

---

---

及び第三項、第四十八條の二十五、第四十八條の二十六、第四十八條の二十七第一項及び第二項、第四十八條の二十八第二項、第四十八條の二十九、第四十八條の三十、第四十八條の三十二から第四十八條の三十四まで、第四十八條の三十五第一項、第四十八條の三十六、第四十八條の三十七第一項、第四十八條の三十八第一項から第三項まで、第四十八條の四十第一項、第四十八條の四十一、第四十八條の四十六から第四十八條の五十まで、第五十七條、第五十八條第一項、第五

---

---

五十七條、第  
五十八條第一  
項、第五十九  
條第三項、第  
六十條から第  
六十二條まで  
、第六十六條  
第一項、第六  
十七條の二、  
第六十八條、  
第六十九條第  
一項、第七十  
條第一項、第  
三項及び第四  
項、第七十一  
條第一項から  
第三項まで及  
び第五項、第  
七十二條第一  
項及び第三項  
、第七十二條  
の二第一項及  
び第二項、第  
七十三條第一  
項から第三項  
まで、第七十  
五條第四項及  
び第五項、第  
七十六條、第  
八十六條第二  
項、第八十七  
條第一項、第  
九十二條第二  
項、第九十一  
條第二項及び  
第三項、第九

---

---

十九條第三項  
、第六十條か  
ら第六十二條  
まで、第六十  
六條第一項、  
第六十七條の  
二、第六十八  
條、第六十九  
條第一項、第  
七十條第一項  
、第三項及び  
第四項、第七  
十一條第一項  
から第三項ま  
で及び第五項  
、第七十二條  
第一項及び第  
三項、第七十  
二條の二第一  
項及び第二項  
、第七十三條  
第一項から第  
三項まで、第  
七十五條第四  
項及び第五項  
、第七十六條  
、第八十六條  
第二項、第八  
十七條第一項  
、第九十條第  
二項、第九十  
一條第二項及  
び第三項、第  
九十二條第四  
項、第九十五  
條の二、第九

---

<p>第二十條第五項</p>	<p>(略)</p>	<p>第十九條の二第一項、第二項、第三項、第四項及び第六項、第三十一條第一項から第四項まで、第三十一條の二第一項、第四十九條、第五十五條第三項、第七十五條第二項及び第三項、第九十三條</p>	<p>二條第四項、第九十五條の二、第九十六條第三項から第五項まで、第三百三條第二号、第五号及び第六号、第四百四條第一号、第三号及び第四号、第四百五條、第四百六條第一号</p>
<p>第二項の規定による国土交通大臣と当該他の工作物に関する主務大臣との</p>	<p>(略)</p>	<p>当該道路の道路管理者</p>	
<p>前二項</p>	<p>(略)</p>	<p>有料道路管理者</p>	
<p>第二十條第五項</p>	<p>(略)</p>	<p>第十九條の二第一項、第二項、第三項、第四項及び第六項、第三十一條第一項から第四項まで、第四十九條、第五十五條第三項、第七十五條第二項及び第三項、第九十三條</p>	<p>十六條第三項から第五項まで、第三百三條第二号、第五号及び第六号、第四百四條第一号、第三号及び第四号、第四百五條、第四百六條第一号</p>
<p>第二項の規定による国土交通大臣と当該他の工作物に関する主務大臣との</p>	<p>(略)</p>	<p>当該道路の道路管理者</p>	
<p>第三項</p>	<p>(略)</p>	<p>有料道路管理者</p>	

	協議が成立した場合又は 前二項		(略)	(略)	(略)
第三十一条第 三項	指定区間外の国道にあつ ては当該道路管理者であ る都道府県の議会に諮問 し、その他の道路にあつ ては当該道路管理者	当該有料道路管理者	(略)	(略)	(略)
第三十一条の 二第一項	指定区間外の国道、都道 府県道又は市町村道	道路整備特別措置法第十八 条第二項の規定による届出 に係る道路	(略)	(略)	(略)
	協議が成立した場合又は 第三項		(略)	(略)	(略)
第三十一条第 三項	指定区間外の国道にあつ ては道路管理者である都 道府県の議会に諮問し、 その他の道路にあつては 当該道路管理者	当該有料道路管理者	(略)	(略)	(略)
(新設)	(新設)	(新設)	(略)	(略)	(略)



改正案				現行			
<p>（道路法の規定の適用についての技術的読替え） 第十二条 法第二十五条第一項の規定により道路法の規定を適用する場合における同条第二項の規定による同法の規定の技術的読替えは、次の表のとおりとする。</p>				読み替える道路法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句	読み替える字句
				（略）	（略）	（略）	（略）
（略）	第二十八条の二第一項	道路（以下	高速自動車国道及び高速自動車国道以外の道路（以下	（略）	（略）	（略）	（略）
（略）	（略）	二以上の道路管理者は、踏切道密接関連道路（踏切道改良促進法（昭和三十六年法律第九十五号）第三条第一項に規定する踏切道密接関連道路をいう。）その他の	国土交通大臣及び道路管理者は、	（略）	（略）	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
<p>（道路法の規定の適用についての技術的読替え） 第十二条 法第二十五条第一項の規定により道路法の規定を適用する場合における同条第二項の規定による同法の規定の技術的読替えは、次の表のとおりとする。</p>				読み替える道路法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句	読み替える字句
				（略）	（略）	（略）	（略）
（略）	第二十八条の二第一項	道路	高速自動車国道及び高速自動車国道以外の道路	（略）	（略）	（略）	（略）
（略）	（略）	二以上の	国土交通大臣及び	（略）	（略）	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）

改 正 案	現 行
<p>（一般国道の改築等に関する国の負担等の割合の特例）</p> <p>第一条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 一般国道の改築（その財政力が国土交通省令で定める基準に満たない地方公共団体が行うものに限る。）で次の各号のいずれかに該当するものうち、第一項各号に掲げるもの、前項に規定するもの及び土地画整理事業に係るもの以外のものに要する費用について法第二条の政令で定める国の負担の割合は、十分の五・五とする。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 前二号に規定する一般国道以外の一般国道の改築で次のいずれかに該当するもの</p> <p>イ 踏切道改良促進法（昭和三十六年法律第九十五号）第十一条第一項（同条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。次条第二項第三号イにおいて同じ。）又は第二項の規定による踏切道の改良のために必要な道路の高架式構造とすることにより当該含む。）と交差している道路を高架式構造とすることにより当該交差の方式を立体交差とすることをいう。同号イにおいて同じ。</p> <p>ロ 車道又は歩道の拡幅その他の国土交通省令で定める改築</p> <p>ハ 通学路（交通安全施設等整備事業の推進に関する法律施行令（昭和四十一年政令第百三号）第四条に規定する通学路をいう。次条第二項第三号ロにおいて同じ。）その他の特に交通の安全を確保する必要がある区間に該当する一般国道における交通事故の防止を図るために必要な歩道の拡幅、自動車を減速させて歩行者又は自転車の安全な通行を確保するために行う路面の凸部の設置、柵の設置その他の国土交通省令で定める改築</p> <p>ニ 無電柱化（無電柱化の推進に関する法律（平成二十八年法律第百十二号）第一条に規定する無電柱化をいう。次条第二項第三号ハにおいて同じ。）の推進のために必要な電線共同溝の建設その他の国土交通省令で定める改築</p> <p>（略）</p> <p>4・5（略）</p>	<p>（一般国道の改築等に関する国の負担等の割合の特例）</p> <p>第一条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 一般国道の改築（その財政力が国土交通省令で定める基準に満たない地方公共団体が行うものに限る。）で次の各号のいずれかに該当するものうち、第一項各号に掲げるもの、前項に規定するもの及び土地画整理事業に係るもの以外のものに要する費用について法第二条の政令で定める国の負担の割合は、十分の五・五とする。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 前二号に規定する一般国道以外の一般国道の改築で次のいずれかに該当するもの</p> <p>（新設）</p> <p>イ 通学路（交通安全施設等整備事業の推進に関する法律施行令（昭和四十一年政令第百三号）第四条に規定する通学路をいう。次条第二項第三号イにおいて同じ。）その他の特に交通の安全を確保する必要がある区間に該当する一般国道における交通事故の防止を図るために必要な歩道の拡幅、自動車を減速させて歩行者又は自転車の安全な通行を確保するために行う路面の凸部の設置、柵の設置その他の国土交通省令で定める改築</p> <p>ロ 無電柱化（無電柱化の推進に関する法律（平成二十八年法律第百十二号）第一条に規定する無電柱化をいう。次条第二項第三号ロにおいて同じ。）の推進のために必要な電線共同溝の建設その他の国土交通省令で定める改築</p> <p>（略）</p> <p>4・5（略）</p>

(都府県道等の改築に関する国の補助の割合の特例)

第二条 (略)

2 都府県道等の改築で次の各号のいずれかに該当するものうち、前項に規定するもの、土地区画整理事業に係るもの、少額改築、特例舗装並びに前条第一項第二号及び第五号に掲げるもの以外のものに要する費用について法第二条の政令で定める国の補助の割合は、都府県道にあつては十分の五・五以内、市町村道にあつては十分の七以内とする。

一・二 (略)

三 前二号に規定する都府県道等以外の都府県道等の改築で次のいずれかに該当するもの

イ 踏切道改良促進法第十一条第一項又は第二項の規定による踏切道の改良のために必要な道路の高架移設、車道又は歩道の拡幅その他の国土交通省令で定める改築

ロ 通学路その他の特に交通の安全を確保する必要がある区間に該当する都府県道等における交通事故の防止のために必要な歩道の拡幅、自動車を減速させて歩行者又は自転車の安全な通行を確保するために行う路面の凸部の設置、柵の設置その他の国土交通省令で定める改築

ハ 無電柱化の推進のために必要な電線共同溝の建設その他の国土交通省令で定める改築

四 (略)

3 5 (略)

(都府県道等の改築に関する国の補助の割合の特例)

第二条 (略)

2 都府県道等の改築で次の各号のいずれかに該当するものうち、前項に規定するもの、土地区画整理事業に係るもの、少額改築、特例舗装並びに前条第一項第二号及び第五号に掲げるもの以外のものに要する費用について法第二条の政令で定める国の補助の割合は、都府県道にあつては十分の五・五以内、市町村道にあつては十分の七以内とする。

一・二 (略)

三 前二号に規定する都府県道等以外の都府県道等の改築で次のいずれかに該当するもの  
(新設)

イ 通学路その他の特に交通の安全を確保する必要がある区間に該当する都府県道等における交通事故の防止のために必要な歩道の拡幅、自動車を減速させて歩行者又は自転車の安全な通行を確保するために行う路面の凸部の設置、柵の設置その他の国土交通省令で定める改築

ロ 無電柱化の推進のために必要な電線共同溝の建設その他の国土交通省令で定める改築

四 (略)

3 5 (略)

改 正 案

<p>（管理有料高速道路に係る新特別措置法等の規定の適用についての技術的読替え） 第六条 法第二十六条第二項の規定による日本道路公団等の民営化に伴う道路関係法律の整備等に関する法律第一条の規定による改正後の道路整備特別措置法（以下この条において「新特別措置法」という。）の規定の適用についての技術的読替えは、次の表のとおりとする。</p>	<p>読み替える新特別措置法の規定</p>	<p>読み替えられる字句</p>	<p>読み替える字句</p>
	<p>（略）</p>	<p>（略）</p>	<p>（略）</p>
	<p>（略）</p>	<p>（略）</p>	<p>（略）</p>
<p>第九号から第七号まで、第九号第一項（第一号から第三号までに係る部分を除く。）及び第十号から第十二号まで、第四十二条第四項、第四十四条第一項及び第二項、第四十五条第三項及び第六項、第五十一条第四項</p>	<p>（略）</p>	<p>（略）</p>	<p>（略）</p>
<p>第九号第一項第十号及び第十号</p>	<p>（略）</p>	<p>（略）</p>	<p>（略）</p>
<p>第四十四条の二第一項（同法第九十一条第二項において準用</p>	<p>（略）</p>	<p>（略）</p>	<p>（略）</p>
<p>第四十四条の二第二項</p>	<p>（略）</p>	<p>（略）</p>	<p>（略）</p>

現 行

<p>（管理有料高速道路に係る新特別措置法等の規定の適用についての技術的読替え） 第六条 法第二十六条第二項の規定による日本道路公団等の民営化に伴う道路関係法律の整備等に関する法律第一条の規定による改正後の道路整備特別措置法（以下この条において「新特別措置法」という。）の規定の適用についての技術的読替えは、次の表のとおりとする。</p>	<p>読み替える新特別措置法の規定</p>	<p>読み替えられる字句</p>	<p>読み替える字句</p>
	<p>（略）</p>	<p>（略）</p>	<p>（略）</p>
	<p>（略）</p>	<p>（略）</p>	<p>（略）</p>
<p>第九号から第七号まで、第九号第一項（第一号から第三号までに係る部分を除く。）及び第九号から第十一号まで、第四十二条第四項、第四十四条第一項及び第二項、第四十五条第三項及び第六項、第五十一条第四項</p>	<p>（略）</p>	<p>（略）</p>	<p>（略）</p>
<p>第九号第一項第十号及び第九号</p>	<p>（略）</p>	<p>（略）</p>	<p>（略）</p>
<p>第四十四条の二第一項（同法第九十一条第二項において準用</p>	<p>（略）</p>	<p>（略）</p>	<p>（略）</p>
<p>第四十四条の二第二項</p>	<p>（略）</p>	<p>（略）</p>	<p>（略）</p>

(削る)	(略)	読み替える道路法の規定	(略)	(略)	(略)	第九条第十二項	(略)	(略)	同法第四十四条の二第四項(同法第九十一条第二項において準用する場合を含む。)	同法第四十四条の二第四項	する場合を含む。)
(削る)	(略)	読み替えられる字句	(略)	(略)	(略)	第二十二條第一項の規定により公告する工事開始の日から第二十五條第一項	(略)	同条第五項	同法第四十四条の二第五項(同法第九十一条第二項において準用する場合を含む。)	同条第四項	
(削る)	(略)	読み替える字句	(略)	(略)	(略)	第二十五條第一項	(略)	同条第五項	同法第四十四条の二第五項(同法第九十一条第二項において準用する場合を含む。)	同条第四項	

2 法第二十六条第二項の規定により読み替えて適用する新特別措置法第五十四条第一項の規定による道路法(昭和二十七年法律第八十号)の規定の適用についての技術的読替えは、次の表のとおりとする。

(略)	(略)	読み替える道路法の規定	(略)	(略)	(略)	第九条第十一項	(略)	(略)	同法第四十四条の二第四項(同法第九十一条第二項において準用する場合を含む。)	同法第四項	場合を含む。)
(略)	(略)	読み替えられる字句	(略)	(略)	(略)	第二十二條第一項の規定により公告する工事開始の日から第二十五條第一項	(略)	同条第五項	同法第四十四条の二第五項(同法第九十一条第二項において準用する場合を含む。)	同条第四項	
(略)	(略)	読み替える字句	(略)	(略)	(略)	第二十五條第一項	(略)	同条第五項	同法第四十四条の二第五項(同法第九十一条第二項において準用する場合を含む。)	同条第四項	

2 法第二十六条第二項の規定により読み替えて適用する新特別措置法第五十四条第一項の規定による道路法(昭和二十七年法律第八十号)の規定の適用についての技術的読替えは、次の表のとおりとする。

(略)	第二十条第五項	第二十条第四項	主務大臣又は都道府県知事 当該道路の道路管理者又は	ならない。この場合において、当該道路の道路管理者は、意見を提出しようとするときは、指定区間の国道にあつては道路管理者である都道府県の議会に諮問し、その他の道路にあつては道路管理者である地方公共団体の議会の議決を経なければならぬ	第二項の規定による国土交通大臣と当該他の工作物に関する主務大臣との協議が成立した場合又は前二項	(略)	若しくは都道府県知事が裁定
(略)	前二項	主務大臣	管理有料高速道路承継会社又は	ならない	が裁定	(略)	が裁定
(略)	第二十条第五項	第二十条第四項	主務大臣又は都道府県知事 当該道路の道路管理者又は	「一関係都道府県知事は、」とあるのは「当該道路の道路管理者は、」と、「当該都道府県の議会の議決を経なければならぬ。」とあるのは「指定区間の国道にあつては道路管理者である都道府県の議会に諮問し、その他の道路にあつては道路管理者である地方公共団体の議会の議決を経なければならぬ。」と読み替える	第二項の規定による国土交通大臣と当該他の工作物に関する主務大臣との協議が成立した場合又は前三項	(略)	若しくは都道府県知事が裁定
(略)	第三項	主務大臣	管理有料高速道路承継会社又は	読み替える	が裁定	(略)	が裁定

3 (略)	(略)		第三十一条第三項
	(略)	当該道路の道路管理者又は	管理有料高速道路承継会社
3 (略)	(略)	ならない。この場合において、当該道路の道路管理者は、意見を提出しようとするときは、指定区間の国道にあつては当該道路管理者である都道府県の議会に諮問し、その他の道路にあつては当該道路管理者である地方公共団体の議会の議決を経なければならない	又は
	(略)	ならない	管理有料高速道路承継会社
3 (略)	(略)		第三十一条第三項
	(略)	当該道路の道路管理者、	管理有料高速道路承継会社
3 (略)	(略)	「関係都道府県知事は、」とあるのは「当該道路の道路管理者は、」と、「当該都道府県の議会の議決を経なければならない。」とあるのは「指定区間の国道にあつては道路管理者である都道府県の議会に諮問し、その他の道路にあつては当該道路管理者である地方公共団体の議会の議決を経なければならない。」と読み替える	読み替える
	(略)		

改正案	現行
<p>（道路交通管理課の所掌事務）</p> <p>第百八条 道路交通管理課は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一（略）</p> <p>二 道路の整備等に関する情報化の企画及び立案に関すること。</p> <p>三 踏切道改良促進法（昭和三十六年法律第百九十五号）第三条第一項及び第十三条第一項の規定による踏切道の指定に関すること並びに同法に規定する地方踏切道改良計画及び国踏切道改良計画並びに地方踏切道災害時管理方法及び国踏切道災害時管理方法に関すること（保安設備の整備に関するものを除く。）。</p> <p>四 交通安全施設等整備事業の推進に関する法律（昭和四十一年法律第四十五号）第三条第一項の規定による道路の指定に関すること。</p> <p>附則</p> <p>第十七条 削除</p>	<p>（道路交通管理課の所掌事務）</p> <p>第百八条 道路交通管理課は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一（略）</p> <p>二 道路の整備等に関する情報化の企画及び立案に関すること。（新設）</p> <p>三 交通安全施設等整備事業の推進に関する法律（昭和四十一年法律第四十五号）第三条第一項の規定による道路の指定に関すること。</p> <p>附則</p> <p>（道路局道路交通管理課の所掌事務の特例）</p> <p>第十七条 道路局道路交通管理課は、第百八条各号に掲げる事務のほか、令和三年三月三十一日までの間、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一 踏切道改良促進法（昭和三十六年法律第百九十五号）第三条第一項の規定による踏切道の指定に関すること。</p> <p>二 踏切道改良促進法第四条第一項に規定する地方踏切道改良計画及び同法第五条第一項に規定する国踏切道改良計画に関すること（保安設備の整備に関するものを除く。）。</p>